



防災訓練

Q

災害時要援護者対策の 条例設置を



山中 基充 議員

A

実効性のある避難支援体制を 整える

市の災害時要援護者対策の状況として、

質問一 根拠となる要綱や規則の整備は。

二 避難支援のガイドラインへの対応は。

答弁一（市長） 平成21年3月に鶴ヶ島市災害時要援護者登録制度実施要綱を制定し、その後、鶴ヶ島市災害時要援護者避難支援プランを定めた。

これらに基づき、平常時における支援及び災害発生時の避難支援対策に関する基本的な考え方や進め方を明確にし、災害時要援護者支援対策を促進している。

二 本市の支援プランは、18年に国から示された災害時要援護者の避難支援ガイドラインを参考に策定したものが、本年6月に災害

対策基本法の改正により、ガイドラインは避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に改定された。

新たな取組指針を参考に必要な修正を行い、実効性のある避難支援体制を整えていく。

◎その他の質問

一 保育料の徴収に関する規則の条例化について

二 市のペーパーレス化への取り組みについて

A

学校給食の食物アレルギー対応は 共通の認識を持ち、連携して

金泉婦貴子 議員



Q

学校給食の食物アレルギー対応は

共通の認識を持ち、連携して

質問一 食物アレルギーを有する児童生徒の現状とこれまでの対応について。

二 学校生活における管理と指導について。

三 緊急時の対応について。

答弁一（教育委員長） 食物アレルギー対応を希望する届を提出し

ている児童生徒は、平成25年7月現在で88人いる。これまでは施設

設備等の制約から、詳細な献立表対応と給食の飲料の変更、または給食の停止等を行ってきた。

二 日頃から学校と保護者が連絡を密にし、児童生徒の状況の把握を行うなど、お互いに情報交換を

十分に行い、連携をしての対応を基本としている。また、学校全体で、万一の対応の方針を一本化しておくことも重要である。保護者には本人に食物アレルギーであることを理解させてもらい、学校では本人に対して発達段階に応じて自己管理する能力の育成を指導していく。

三 食物アレルギーの発症、特にアナフィラキシーショックなど緊急時の教職員の対応は、マニュアルに記載し、教職員全員が対処法を共有するようにしている。

◎その他の質問 公共施設利用計画の策定に向けた取り組み状況



給食センターのアレルギー対応食調理室